

令和7年度税制改正要望

本年8月末、各省庁より、令和7年度の税制改正要望が公表されました。今回の税制改正要望で、厚生労働省から出された項目のうち主なものとして、「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等」や「医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置」等が挙げられます。

本稿では、令和7年度税制改正要望について解説します。

1. 令和7年度税制改正要望の概要

厚生労働省から公表された同省の税制改正要望のうち、医療機関に関する主な項目として、以下の項目が挙げられます。

- (1) 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等(延長要望)
- (2) 医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置(新規要望)等
- (3) 医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置(新規要望)等

(1) 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

本項目では、医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限の2年延長が要望されています。

①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

対象設備	特別償却割合
医師等勤務時間短縮計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの	取得価格の15%

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度

対象設備	特別償却割合
地域医療構想調整会議において合意された医療機関の具体的対応方針に基づき、病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用又は診療所用の建物及びその附属設備(既存の建物を廃止新たに建設する場合・病床の機能区分の増加に伴う改修(増築、改築、修繕又は模様替)の場合)	取得価格の8%

③高額な医療用機器(取得価格500万円以上)に係る特別償却制度

対象設備	特別償却割合
高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器	取得価格の12%



(2) 医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置

医療・介護DXの推進に向け、医療介護のデータ利活用の方針及び基盤整備、システム開発・運用主体のあり方等について、社会保障審議会等で検討を行い、結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じることが要望されています。

(3) 医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律については、令和元年度改正法の附則において、施行後5年を目途として、改正後の法律に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。

この検討規定に基づき、改正法の施行状況を踏まえた更なる制度改善に加え、人口構造の変化や技術革新等により新たに求められる対応を実現する観点から、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに向けた検討が進められています。

具体的には、本年4月より、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「制度部会」という。）において、以下の4つのテーマを中心に検討が行われています。

	テーマ
1	ドラッグロスや供給不足などの医薬品等へのアクセスの課題に対応した安全かつ迅速な承認制度の確立
2	新技術による医薬品等にも対応したリスクに基づく市販後安全性対策の強化、法違反事例を踏まえた更なる法令遵守や品質確保の取組の実施
3	国民からの信頼性確保に向けた体外診断用医薬品・医療機器の規制の見直し
4	少子高齢化やデジタル化の進展等に対応した薬局・医薬品販売制度の見直し

今後、制度部会においては、今秋以降に、夏頃に整理を行った議論について更に検討を進め、年内を目途に取りまとめを行う予定としています。ただし、制度部会における議論の方向によっては、税制改正が必要となる見直し事項が生じる可能性があります。

制度部会における見直しの検討結果に基づき、医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることが要望されています。

2. 終わりに

今後の令和7年度税制改正の流れは、この税制改正要望の内容も含めて新しい税制が審議検討され、例年であれば12月中旬頃までに税制改正大綱が取りまとめられ、閣議決定の後、国会での審議を経て可決されれば、法律として施行されることとなります。

(本資料の著作権はすべて税理士法人山田&パートナーズに帰属します。)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性について保証をするものではありません。また、発行日現在の法令・関係規則等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引の勧誘を目的としたものではありません。

